

# 苫小牧市

## 児童虐待対応マニュアル



「苫小牧市地域で見守る！  
ほっ苫デザインコンテスト」大賞作品

令和4年（2022年）4月

苫小牧市

## 目次

1	子どもの権利条約について.....	- 1 -
2	苫小牧市こどもを虐待から守る条例について.....	- 2 -
3	児童虐待とは.....	- 4 -
	(1) 児童虐待の定義について.....	- 4 -
	(2) 虐待の判断に当たっての留意点.....	- 5 -
	(3) 虐待による子どもへの影響.....	- 5 -
	(4) 虐待のチェック（身体面）.....	- 8 -
	(5) しつけと体罰は何か違うのか.....	- 10 -
	(6) 障害児を抱える家庭に必要な視点.....	- 11 -
4	児童虐待通告関係法令（児童虐待防止法・児童福祉法）.....	- 13 -
5	児童虐待の相談・通告から対応（支援）まで.....	- 15 -
	(1) 相談・通告について.....	- 15 -
	(2) 虐待相談・通告の受付（虐待通告受付票作成）について.....	- 15 -
	(3) 緊急受理会議について.....	- 15 -
	(4) 初期調査（対応）について.....	- 16 -
	(5) 経過報告・対応内容検討のための所内会議（児童の安全確認、保護者・児童との初回 面接終了後に、情報共有と今後の進め方を検討）について.....	- 17 -
	(6) 支援方針会議及び支援方針の決定について.....	- 17 -
6	児童虐待におけるネグレクトへの対応について.....	- 19 -
	(1) ネグレクトは自覚の伴わない虐待.....	- 19 -
	(2) ネグレクト家庭へのアプローチ.....	- 19 -
	(3) ネグレクト家庭への支援.....	- 19 -
7	児童虐待の予防、再発を防ぐために.....	- 20 -
	(1) 養育支援訪問事業について.....	- 20 -
	(2)ペアレント・トレーニング（子育て講座）について.....	- 20 -
	(3) 子育て短期支援事業について.....	- 20 -
8	苫小牧市要保護児童対策地域協議会について.....	- 21 -
	(1) 当該協議会が対象とする範囲.....	- 21 -
	(2) 個別ケース検討会議について.....	- 21 -
	(3) 当市における個別ケース検討会議の状況.....	- 21 -
	<参考>.....	- 22 -
	【緊急度アセスメントシート】.....	- 22 -
	【重症度判断基準】.....	- 23 -
	【虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点】.....	- 25 -
	【苫小牧市心配な家庭チェックリスト】ー幼稚園・保育園・認定こども園用ー.....	- 26 -
	【児童虐待に関する相談・連絡先】.....	- 28 -

## 1 子どもの権利条約について

- ◇1989年、「子どもの権利条約」は国連で採択され、1990年国際条約として発効。日本は1994年4月22日に批准し、同年5月22日に発効しました。
- ◇「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利を定めています。
- ◇「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。

### ①命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療・教育・生活への支援などを受けることが保障されます。

### ②子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

### ③意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### ④差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

(日本ユニセフ協会-ホームページより)

## 2 苫小牧市子どもを虐待から守る条例について

# 「苫小牧市子どもを虐待から守る条例（概要版）」

（令和3年1月1日施行）

### 【目的】

- ・市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに子どもを虐待から守るための施策を推進し、もって子どもの権利利益の擁護、安全の確保、心身の健やかな成長が図られる社会の実現に寄与すること。

### 【基本理念】

- ・虐待は子どもの成長や人格形成に影響を与える著しい人権侵害であるとともに子どもを死に至らしめるおそれがあり、何人もこれを行ってはならない。
- ・虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、子どもの安全の確保を最優先とすること。
- ・虐待のないまちづくりを推進し、子どもの健やかな成長が守られる社会の実現を目指すこと。

### 【市の責務】

- ・虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援と、これらにつながる子ども家庭総合支援拠点をはじめとした体制整備及び広報啓発を実施すること。

### 【保護者の責務】

- ・虐待を決して行ってはならず、子どもの心身の健やかな成長を図ること。

### 【市民等の責務】

- ・子ども及び子育て家庭を見守り、地域社会から孤立させないよう努めること。

### 【関係機関等の責務】

- ・市の施策への協力及び相互連携を図るとともに見守り体制の整備に努めること。

### 【虐待の予防及び早期発見】

- ・子育て支援に関する施策を充実させ、個々の子どもや保護者、妊婦等、家庭の状況に応じて関係機関等と連携し、必要な支援を行うこと。

#### 【通告に係る対応等】

- 虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに市、児童相談所等へ通告すること。
- 迅速な調査と安全確認の実施をするとともに、虐待のおそれがない場合であっても個々の家庭の状況に応じた支援を行うこと。

#### 【虐待を行った保護者に対する指導及び支援】

- 虐待を受けた子どもとの良好な関係構築及び再発防止に必要な指導又は支援を行うこと。

#### 【虐待を受けた子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援】

- 虐待により児童養護施設等に入所等していた子どもの家庭生活及び自立の支援を行うこと。

#### 【子どもの虐待に関する知識の普及等】

- 関係機関等と連携し、子どもへの知識普及を図ること。

#### 【児童虐待防止推進月間】

- 市民等の関心と理解を深めるため、毎年 11 月を児童虐待防止推進月間に定めること。

#### 【通告の状況等の公表】

- 通告等の状況及び関係する施策の実施状況の公表を行うこと。

### 3 児童虐待とは

◇児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

#### (1) 児童虐待の定義について

- ・保護者（親権者、児童を現に監護するもの）が児童（18歳に満たない者）に対し行う次に掲げる行為であり、4つの種類に分類されています。

《児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）第2条に規定》

#### 【身体的虐待】

- ・子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷 など
- 首絞め、殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、異物を飲ませる、一室に拘束する、戸外にしめだす など
- 意図的に子どもを病気にさせる

#### 【性的虐待】

- ・子どもにわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
- 子どもへの性交、子どもに性器を触らせるなどの性的行為
- 性器や性交を見せる
- 児童ポルノの被写体にする など

#### 【ネグレクト】

- ・子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為を放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- 子どもを遺棄、置き去りにする
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 極端に不潔な環境の中で生活をさせる
- 重大な病気になっても病院へ連れて行かない
- 子どもの意思に反して登校させない

### 【心理的虐待】

- 子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者（婚姻と同様の事情にある者を含む）に対する暴力、その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 『おまえなんか生まれてこなければよかった』など心を傷つける言葉を使う
- 『死んでしまえ』などと怯えさせる言葉を繰り返し言う
- 無視したり、拒否的な態度を示す
- 他のきょうだいと比べて著しく差別的な扱いをする
- 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言 など

### （２）虐待の判断に当たっての留意点

〈子ども側の視点に立って判断する必要があります〉

- 虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親（保護者）の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親（保護者）はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っても子ども側にとって有害どうかで判断するように視点を変えなければなりません。

（小林美智子、1994—現：子どもの虹情報研修センター 顧問）

### （３）虐待による子どもへの影響

- 前述のように、児童虐待はいくつかの種別に分けられ、それぞれの種別による心身への影響には異なる面はありますが、いずれにおいても子どもの心身に深刻な影響をもたらすものです。
- また、多くの事例においては、いくつかの種別の虐待が複合していることに注意しなければなりません。
- 虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます。

#### ①身体的影響

- 打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。こうした子どもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長伸びや体重増加を示すことがあります。身体的虐待が重篤な場合には死に至ったり、重い障害が残ったりする可能性があります。

## ②知的発達面への影響

- 安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなかつたり、ネグレクトの状態で養育されることで学校への登校もままならなかつたりする場合があります。そのために、もともとの能力と比べて知的な発達が十分に得られないことがあります。
- また、虐待する養育者は子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかつたり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求したりする場合があります、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

## ③心理的影響

### 【対人関係の障害】

- 子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、子どもは欲求を適切に満たされることのない状態となります。そのために、子どもは愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがあります。
- 例えば、対人的に不安定な愛着関係となって両価的な矛盾した態度をとったり、無差別的に薄い愛着行動を示したりする場合があります。また、保護者以外の大人との間に、虐待的な人間関係を反復する傾向を示すこともあります。

### 【低い自己評価】

- 子どもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態となることがあります。

### 【行動コントロールの問題】

- 保護者からの暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがあります、そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動したりする場合があります。

### 【多動】

- 虐待的な環境で養育されることは、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになります。ADHD に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合があります。

### 【心的外傷後ストレス障害】

- 受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合があります。



#### 【偽成熟性】

- 大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合があります。さらには、精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとることがあります。
- 一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題を表出してくることもあります。

#### 【精神的症状】

- 反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発現し、まれには解離性同一性障害に発展する場合があります。

#### (4) 虐待のチェック（身体面）

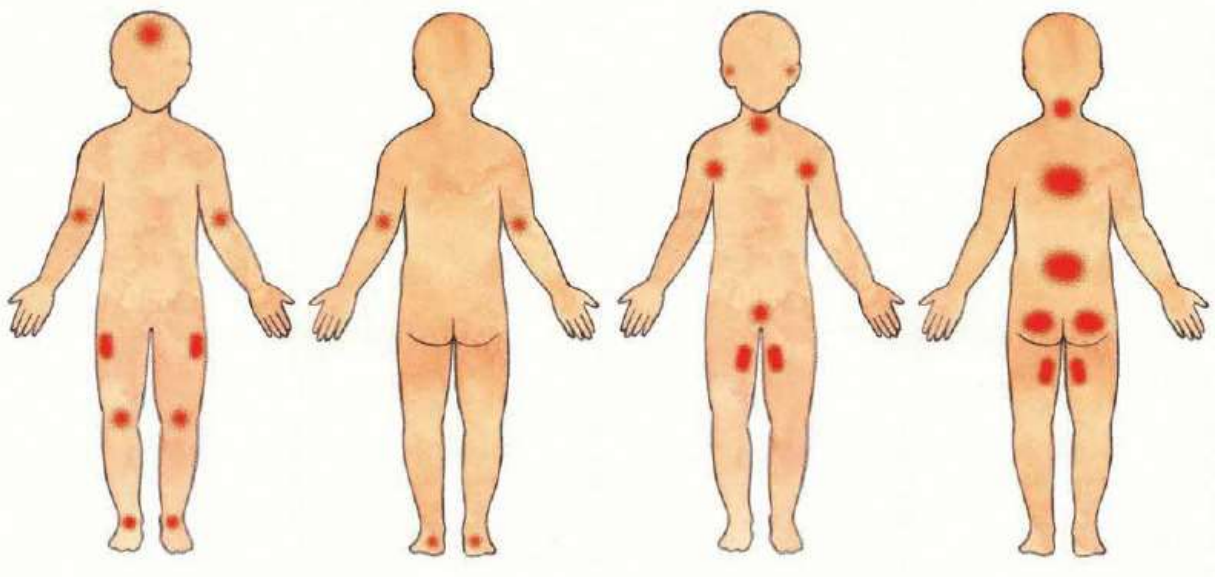
##### 【ケガをしている場所】

◇子どもは、前の方に動くことは得意ですが、後ろに動くことはあまり得意ではありません。

◇子どもが事故にあってケガをする場所は、ほとんどが体の前の方です。打撲傷や切り傷は、おでこ、鼻、あご、ひじなどに多いです。

◇お尻、性器や性器の周囲、お腹、体の側面、顔の側面、などのケガは虐待である可能性が極めて高くなります。

図1 ケガの部位による事故と虐待の見分け方



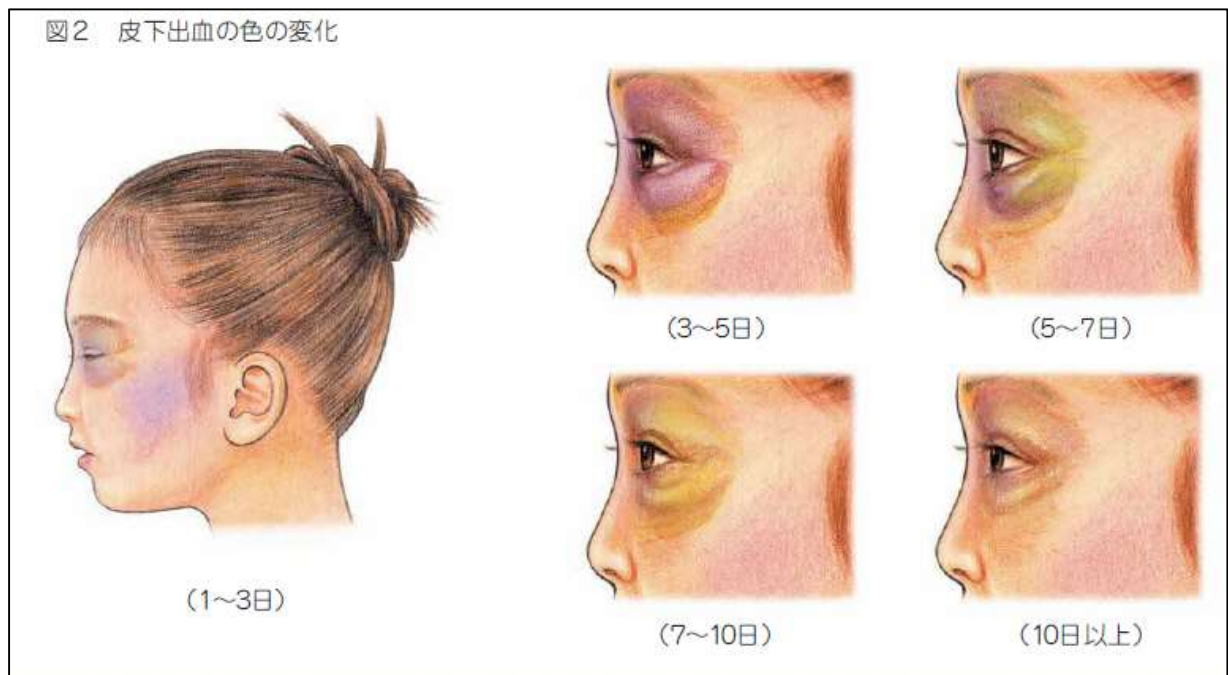
事故によってケガをしやすい場所

虐待によってケガをしやすい場所

### 【全身の皮膚初見】

◇皮下出血の時間経過（時間により変化する）

- 出血直後の外傷は「赤から青」
- 1日から3日後には「黒から紫」
- 3日から6日後には「緑から茶色」
- 6日から15日後には「緑から黄色」になり「消滅」



◇虐待を疑うポイント

- 子どもの体に多くの「皮下出血や打撲症」を見つけたとき、あるいは様々な色の皮下出血を見つけたとき（新旧混在する外傷）や普通子どもが事故でケガをしない場所に皮下出血を見つけたときなどは、虐待が強く疑われます。

### 【特徴的なケガの形】

◇子どもの顔を平手打ちした後に、子どもの顔に手のひらの跡が残ることもあります。

◇親が力まかせに子どもの腕や足をギュッとつかんだ後、子どもの腕や足に親の指の跡がくっきりと残る場合も多いです。

◇子どもの腕や足首、首や腰にロープによってできた擦り傷や挫傷、あるいは古い傷痕などが見つければ、子どもが縛られていた証拠になります。

◇大人の噛み跡は意図的に外傷を引き起こした証拠であり、虐待があったことを強く

示唆します。

#### 【頭部のケガ】

- ◇頭部は子どもが最もケガをしやすい場所のひとつです。
- ◇事故によるケガは、前額部や鼻、顎部、前歯に多いです。
- ◇子どもが耳、頬、こめかみにケガをしたり、頭蓋骨が骨折したりしたときは虐待を疑うべきです。
- ◇特に、耳の周囲や耳の中が出血したり膨脹したりしている場合は、虐待を強く疑うべきです。
- ◇鼻には全然ケガをしないで、目のまわりだけが黒くあざができるのは、「拳」のようなもので殴られたときに限られ、虐待が疑われます。

#### 【熱傷（やけど）】

- ◇虐待でおこるやけどは、熱湯をかけることによる「熱傷」や、熱いアイロン、火のついたタバコを皮膚に押しつけたことによって発生する「接触性のやけど」がほとんどです。手や足を熱湯に押しつけて発生するやけどは、その形から「手袋一靴下」型のやけどと呼ばれます。
- ◇その他、熱傷面が一様な重症度を呈して健常部との境界が明瞭である、熱湯が飛び散った熱傷痕（splash burn）がほとんどみられない、などの特徴があります。

東京都福祉保健局／社会福祉法人子どもの虐待防止センター

『かかりつけ医・歯科医のための児童虐待対応ハンドブック』より抜粋

#### (5) しつけと体罰は何が違うのか

- ◇しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。
- ◇たとえ、しつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。
- ◇子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。

◎こんなことしていませんか

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた

●友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った

●宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

⇒これらは全て体罰です。

◇ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等）や第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）等は、体罰に該当しません。

◇いずれにしても、体罰は許されない行為であり、親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許されません。

《体罰等によらない子育てのためにー令和2年2月厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」より抜粋

#### (6) 障害児を抱える家庭に必要な視点

◇知的障害や発達障害では、コミュニケーションが十分に取れないことや多動やかんしゃくなどの行動・情緒の課題で家族は対応に苦慮しやすい面があります。

◇肢体不自由、視覚障害、聴覚障害でも知的障害や発達障害の重複も多く対応の配慮を要します。

◇肢体不自由では、排泄や摂食、移動等の介助に加え、重度の障害では、経管栄養、痰の吸引、酸素吸入、人工呼吸器管理、導尿などの「医療的ケア」を要する場合があります。

◇障害児の子育ては、日常生活の介助量、健康管理、安全管理への配慮の必要性が健常児よりも大きく、より高い養育能力を必要とします。子どもに障害があることでの不安やケアにおける身体的、精神的負担により家族がうつなどの精神疾患に至ることがあります。

◇障害児の中には、早産や仮死出生、心臓等の内臓疾患などにより、生後早期からの新生児集中治療室（NICU）での長期間の治療のために愛着形成に支障を来すこともあります。

◇子どもに十分なケアができないネグレクトや子どもの発達レベルと乖離した行動を子どもに要求した結果の過度の叱責や暴力に至るリスクが大きくなりやすい傾向が認められます。障害によっては、保育園や幼稚園の入園が困難であったりするために、子育ての負担を家族のみで抱えることも少なくありません。

◆子どもの発達促進や健康面の安定に向けた支援、家族の子育てスキルの向上や養育困難への共感や精神疾患への支援、保育園やショートステイなどの子育て負担の軽減やきょうだいへの支援、就労の安定や手当などの経済的支援、社会全体の障害児とその家族への正しい理解などの多角的な支援の必要性を十分に検討し、提供して

いくことが重要です。

≪「障害児虐待予防マニュアル」令和 2 年 3 月：一般社団法人日本子ども虐待防止  
学会 障がい児虐待予防ワーキンググループ≫より抜粋

## 4 児童虐待通告関係法令（児童虐待防止法・児童福祉法）

### 【虐待の禁止】

#### ◇児童虐待防止法第3条

- ・何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### 【虐待の早期発見】

#### ◇児童虐待防止法第5条第1項

- ・学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

### 【通告義務】

#### ◇児童福祉法第25条

- ・要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

### 【通告は守秘義務遵守を妨げない】

#### ◇児童虐待防止法第6条

- 1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

### 【通告者は守られる】

#### ◇児童虐待防止法第7条

- 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。



## 5 児童虐待の相談・通告から対応（支援）まで

### （1）相談・通告について

児童虐待防止法の成立から20年以上が経過し、児童虐待の存在について社会的な認識が広がり、市町村や児童相談所に虐待を心配する通告や相談が数多く寄せられるようになっていきます。

◇近隣住民等からの通告は、子どもや家族の様子は断片的にしか分からず、必ずしも正確であると言えないものもありますが、貴重な情報になります。

◇学校、保育所、病院等、子どもが通っている機関からの通告や相談は、内容が具体的で、家庭内の状況もある程度分かっています。

◇自分が通告・相談したことを秘密にしたいとしながらも緊急な対応を求めてくる親族等の通告等については、通告者を通しての援助や介入の糸口をさぐることは難しく、アプローチの工夫が必要となります。

### （2）虐待相談・通告の受付（虐待通告受付票作成）について

・虐待の第一報を受けたら、できる限りの情報提供をしてもらいます。

●子どもの氏名、住所、保護者の氏名、学校等、家族状況など

（詳細が不明な場合は、可能な限り特定につながるような情報を確認。）

●誰から、いつ、どこでの出来事か、どのような程度か、頻度はどうか。

●いつ頃から気になっているか、日頃の親子の様子を見かけたことがあるか。子どもの衣服・栄養状態等はどうか。

●通告者が実際に目撃したか。誰かに聞いたのか。

●可能であれば、通告者の連絡先を教えてください、追加の情報があれば提供してもらおうよう依頼します。

●児童虐待防止法第7条により、通告をした人を特定させる情報を漏らしてはならないと規定されていることを伝え、安心感を与えます。

### （3）緊急受理会議について

◇虐待通告受付票を基に、緊急受理会議を開催。在庁している職員全員が参加し、調査項目（追加）や初期調査方針、担当者を決定します。

◇「調査項目」については、概ね次のとおりです。

・子どもや保護者の氏名、生年月日、住所、家族構成

・小中学校、高校、保育所、幼稚園等の在籍の有無

・母子保健情報（健診の状況、家庭訪問の有無等）

- ・過去の相談歴（市、児相）
- ・その他サービス、制度利用の有無
- ・学校等の所属集団が把握している情報の有無

◇「初期調査（対応）方針」については、概ね次のとおりです。

- 安全確認の方法と時期（原則 48 時間以内）を決めます。
- 把握している情報を基に、「緊急度アセスメントシート」により受理時点での緊急度を判断します。
- 分離を前提とした緊急介入が必要と判断された場合は、児童相談所に対し市からの送致、または送致の可能性が高い旨を事前連絡しておきます。  
（緊急度がそれ以下の場合は、まずは市での初期調査（対応）を実施します。）
- 虐待通告の正確な内容把握と事実の確認。  
  
（「虐待通告受付票」の情報補完）
- 保護者や児童、家庭全体の情報把握のため関係機関等に調査依頼します。
- 緊急を要すると判断される場合は、その場にいる職員で役割を分担して初期調査（対応）を開始します。

#### （４）初期調査（対応）について

##### 【子どもの安全確認】

- ・子どもの安全確認は、48 時間以内を基本に直接目視により行うことが原則ですが、対象児童に学校、保育所等の所属集団がある場合はまずは当日の登校、登園状況を照会し、現状を確認します。
- ・児童が当該所属集団を連続して欠席していたり、乳幼児で所属集団がない場合は、速やかに家庭訪問を実施し、児童の安全確認を実施します。

##### 【子どもとの面接】

- ・子どもが所属する学校等の教職員等の協力を得ながら、話しやすい雰囲気づくりに配慮します。
- ・子どもの不安感や恐怖心を念頭に置きながら、無理に話を引き出そうとせず、子どものペースで話を聴くように心がけ、オープンな質問を重ねることを基本に面接を進めていきます。
- ・子どもから保護者による暴力を受けているとの訴えがあった場合は、養護教諭、保育士等の協力を得て、子どもの身体状況を確認。傷、あざが認められた場合は、傷害部位やその状況を写真等で記録（定規など大きさの目安になるものを入れる）し

ます。

- 学校、保育所等の所属集団で事前に子どもの傷やあざを発見した場合は、同様の方法により子どもの傷害部位を撮影しておくよう依頼します。

#### 【保護者との面接】

- 原則として複数職員で対応。調査内容の正確な把握、主観的な印象の修正、共通認識を持つなど、調査の客観化を図ることを目的とします。
  - 今回の調査の該当事項とその必要性について説明します。
  - 通告内容については、具体的な説明は必要ですが、通告者が特定されてしまう怖れがある場合は、事前に説明する内容を工夫・整理しておく必要があります。
  - 面接に当たっては、子どもを所属先の学校、保育所に留め置くなど可能な限り安全性を担保した上で面接を実施します。
  - 保護者からは、通告内容に基づき、事実関係を確認します。虐待行為を認められた場合は、その行為の問題性を根拠をもって伝え、同時に養育態度を改めるための方法（プラン）を具体的に示すよう求めます。
  - 通告内容を否定する場合は、その説明に不自然さはないか、不適合性がないかを冷静に観察しながら面接を進めます。説明に妥当性がある場合でも子どもがなぜそのような発言をしたのかを一緒に考え、必要に応じて助言します。
- (5) 経過報告・対応内容検討のための所内会議（児童の安全確認、保護者・児童との初回面接終了後に、情報共有と今後の進め方を検討）について
- 児童の安全確認及び保護者や児童との初回面接を踏まえ、緊急度・重症度の再確認と今後の進め方について会議（在庁している職員全員参加）を通して考えます。
  - 今後の対応内容（面接目的・面接場所・面接相手・時期・頻度、児童相談所への送致等）を検討していくことになります。
- (6) 支援方針会議及び支援方針の決定について
- ◇ 初期調査、その後の補充調査、保護者・児童との面接等により、虐待の事実が認められた場合は、子どもと保護者に対する最も効果的な支援方針を決定します。
  - ◇ 子ども本人が保護を求めている、すでに重大な結果が生じている場合（性的虐待の疑いを含む）は、緊急保護の必要性から、速やかに児童相談所への送致を決定します。
  - ◇ 児童の安全確認のため家庭訪問等を繰り返しても所在が確認できない場合や保護者が虐待環境の改善に向けた指導にも全く乗ろうとしないなど市での対応継続に大きな困難性が認められる場合についても、児童相談所への送致を検討します。

◇保護者のニーズにより、継続的な支援（ペアレントトレーニング、養育支援訪問事業による家事支援等）が虐待の再発防止に有効と判断されれば、継続指導として決定します。家庭訪問や学校等における保護者や児童との定期的な面接、状況確認の必要性が認められる場合も継続指導の実施を検討することになります。

◇調査の結果、虐待の事実が確認できず、特段のリスクも認められない場合は、助言指導として相談を終結します。

## 6 児童虐待におけるネグレクトへの対応について

### (1) ネグレクトは自覚の伴わない虐待

- ネグレクトは、保護者本人の自覚が不可欠であり、同時に周囲からの継続的な支援や働きかけが必須です。しかし、特効薬はなく、長期にわたる継続的な関わりが必要となります。このように、ネグレクトは長期的な支援が必要であり、「緊急対応と介入を中核とする身体的虐待対応モデル」と分けて考える必要があります。

### (2) ネグレクト家庭へのアプローチ

- ネグレクトをする保護者の中には、家に引きこもったり、周囲との関わりを拒否したりする人が少なくありません。関係者が関わろうとしても、つながりを見つけることが難しくなります。これらの保護者への関わりは困難ですが、根気強く関わりを続け、保護者と話ができる関係づくりを続けることが大切です。

### (3) ネグレクト家庭への支援

- 長期のネグレクトになると、簡単には状態は改善しません。その結果、保護者への怒りの気持ちが出てきたり、終わりの見えない支援に疲れてしまったりする機関も出てきます。
- 個別ケース検討会議（要保護児童対策地域協議会）では、家族ができていることにも着目しながら、達成可能なレベルでのスモールステップの目標を設定することが必要です。それぞれの支援の状況とその効果を定期的に確認することも重要です。

## 7 児童虐待の予防、再発を防ぐために

◇児童虐待は、保護者が経済不安や夫婦不和、育児負担などの生活上のストレスを抱えていたり、社会的に孤立し、援助者がいないこと等が原因となって起こるものと言われています。当市では、それらのリスク要因と予防策を有機的に結びつけるための保護者に向けた具体的な支援を次のとおり実施しています。

### (1) 養育支援訪問事業について

- ・十分に養育ができない保護者や養育に不安や限界を感じている保護者が支援対象です。保健師等からの依頼を受け当課が保護者と関わる中で必要性を判断しています。保護者のニーズとマッチすれば支援計画書を作成します。

#### (支援内容)

- ・授乳、オムツ交換、沐浴介助、適切な育児環境の整備、食事の準備、片付け
- ・洗濯、掃除、その他育児・家事援助

### (2)ペアレント・トレーニング（子育て講座）について

- ・暴力以外の方法で効果的にしつけられる技術の体得を体験的に学習するプログラムです。効果的にしつけられる技術を学習することで、保護者の子育てのストレス軽減、子どもの問題行動の軽減や子育ての自信を生み出す可能性が高いため、虐待をしてしまった家庭の親子関係の修復にも効果的です。

### (3) 子育て短期支援事業について

- ・保護者の疾病、その他の理由により家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合、市内の登録里親宅において一定期間（原則7日間以内）養育を実施します。家族のニーズを詳細に確認し、家族や親族で子どもを看ることができないかを調査します。家族のニーズが一時保育やファミリーサポートセンター事業等で解消されるものであれば、他部門につなぎます。

## 8 苫小牧市要保護児童対策地域協議会について

### (1) 当該協議会が対象とする範囲

- ・協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、支援を図るため、関係機関がその子どもや保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に設置・運営されています。
- ・平成 20 年児童福祉法改正で、協議の対象を、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）や要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者にまで拡大されることとなっています。
- ・妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談の充実がますます重要になっており、特定妊婦や要支援児童についても適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容について協議を行う必要性が認められる状況にあります。

### (2) 個別ケース検討会議について

- ・個別ケース検討会議は、その招集、運営、記録等を協議会の調整機関（当市一こども相談課）において実施し、個別の要保護児童等について、直接関わりを有している関係機関や今後関わりを有する可能性がある関係機関の担当者等の出席により、当該要保護児童等に対する具体的な支援内容等を検討するために適宜開催しています。
- ・個別ケース検討会議の構成員は、協議会の構成員であるため守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報交換を行い、要保護児童等に対する具体的な支援内容等を検討することが期待されており、以下の事項を協議・確認します。
  - 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
  - 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
  - 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
  - 実際の援助・支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
  - 情報の集約先
  - 状況が悪化した場合の対応
  - 次回会議日程（評価及び検討内容）の確認

### (3) 当市における個別ケース検討会議の状況

◇年間約 100 件程度実施。

◇「弱み」だけでなく「強み」についての情報をアセスメントに盛り込むこと、また、「過去の問題」や「現在の課題」だけでなく、「未来についての情報」も重要であることから、記録については Sofs のスリーコラムを採用しています。

◇「安心」「心配」「ゴール」の 3 つに分けてホワイトボードに記載し、各機関で認識のズレが生じないように参加者全員で役割分担や期限などを確認するようにしています。

# <参考>

## 【緊急度アセスメントシート】

**緊急度アセスメントシート**

児童氏名: \_\_\_\_\_ 作成日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

**①子どもや保護者が保護を求めている**

NO → ②  
YES → ①

子ども自身が保護・救済を求めている  
 保護者が子どもの保護を求めている

**②子どもや保護者が訴えている状況が切迫している**

NO → ③  
YES → ②

確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚  
 「このままでは何をするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え

**③子どもにすでに重大な結果が生じている**

NO → ④  
YES → ③

性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患)  
 重篤な骨折・裂傷・打撲傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷等  
 ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄)  
 乳幼児を長時間、大人の監督なく放置している

**④重大な結果が生じる可能性が高い**

NO → ⑤  
YES → ④

乳幼児・多胎児・低出生体重児・虚弱児である  
 生命に危険な行為(頭部打撲・顔面攻撃、首絞め、戸外放置、おぼれさせる、シェーキング、道具を使った体罰)  
 性行為に至らない性的虐待  
 水道と電気等のライフラインが止まっている  
 子どもの夜間放置が常態化している

**⑤虐待を繰り返す可能性が高い**

NO → ⑥  
YES → ⑤

新旧混在した傷や、入院歴がある  
 過去に、通告、一時保護歴、施設入所歴、きょうだいの虐待歴がある  
 保護者に虐待の自覚、認識がない  
 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している

**⑥子どもに虐待の影響が明らかにしている**

NO → ⑦  
YES → ⑥

保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い  
 無表情・表情が暗い・過度のスキンシップを他の大人に求める  
 虐待に起因する身体的症状(発育・発達遅れ、腹痛等)

**⑦保護者に虐待につながる危険がある**

NO → ⑧  
YES → ⑦

子どもへの拒否的感情、態度  
 精神状態の問題がある(うつ病、育児ノイローゼなど)  
 アルコール、薬物等の問題がある  
 性格的問題(衝動的、攻撃的、未熟性)  
 行政機関等からの援助に拒否的、あるいは改善がみられない  
 家族や同居者間での暴力(DV等)、不和  
 子どもの日常的な世話をする人、支援してくれる人がいない  
 極めて不衛生な環境にある(ゴミ屋敷を含む)

**⑧虐待発生の可能性が家庭環境にある**

NO → ⑧  
YES → ⑧

虐待によるものではない子どもの成育上の問題(発達遅れ、障がいなど)  
 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、過食など)  
 保護者の生育歴(被虐待歴、愛されなかった思いなど)  
 子どもへの養育態度や知識の問題(意欲の欠如、知識不足など)  
 家族状況(祖父母等含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等)  
 子どもが過度に家事やきょうだいの世話をしている  
 きょうだい間の差別的な取り扱いがある

**緊急度AA**  
分離を前提とした緊急介入  
児相への送致を検討

**緊急度A**  
発生(再発)防止のための緊急支援  
児相と支援方針を協議

**緊急度B**  
集中的支援の実施  
市が主体となって集中支援

**緊急度C**  
継続的総合的支援の実施  
継続的・総合的な支援

※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考にできる情報がこれ以上にある場合には空欄に記入すること。  
厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成19年1月改訂版)を参考に作成



## 【重症度判断基準】

《生命の危険あり—最重度の虐待》 \*緊急度アセスメントシート①～③該当

### 子どもの生命の危険が「ありうる」、「危惧する」もの

(1) 身体的暴行によって、生命の危険がある外傷など

- ・ 頭部外傷をおこす可能性がある暴力（乳幼児を投げる、頭部を殴る等）
- ・ 腹部の外傷をおこす可能性がある暴力（腹部を蹴る、踏みつける等）
- ・ 窒息する可能性がある暴力（首を絞める、鼻と口を塞ぐ等）
- ・ 保護者が、「殺したい」「自分がカーッとになって何をするか怖い」など、自己制御がきかないことを訴え、子どもは乳幼児である
- ・ 親子心中、子どもの殺害を考えている
- ・ 過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性があるもの

(2) ケアの不足のために死亡する可能性がある（ネグレクト）。死亡原因としては、肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。

- ・ 乳幼児に脱水症、栄養不足のための衰弱がおきている

### 《重度の虐待》

今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもの。子どもを保護するために、誰かの介入（訪問指導、一時分離、入院など）が必要であるもの。

(1) 医療を必要とするほどの外傷があるか、近過去にあったもの

(2) 成長障害や発達遅滞が顕著である

(3) 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていない

(4) 明らかな性行為がある

(5) 家から出してもらえない（登校させない）、一室に閉じ込められている

## 《中度虐待》

今は継続的治療を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの。

- (1) 今までに慢性的にあざや傷痕ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために、人格形成に問題が残る可能性があるもの。
- (2) 生命に危険な行為を受けたことがある  
(頭部打撲、顔面攻撃、首絞め、道具を使った体罰、戸外放置など)
- (3) 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過での改善がありそうもなく、今後の虐待の増加や人格形成が危惧されるもの。  
(例) 虐待や養育拒否で施設入所した子どもの再発  
(例) 夫婦関係が陰悪で、その影響がこどもに反映している
- (4) 慢性の精神疾患があり(統合失調症、うつ病など)、児のケアができない
- (5) 乳幼児を長時間大人の監督なく家に置いている  
\* 乳幼児で子どもへの暴力・傷の原因等が不明な場合(受傷機転不明など)は、重症度が上がります。

## 《軽度の虐待》

実際に子どもへの暴力があり、保護者や周囲の者が虐待と感じているが一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの

(しかし、保護者への援助は必要である場合)

- (1) 外傷が残るほどではない暴力
- (2) 子どもに健康問題をおこすほどではないが、養育を時に放置している。

### 《虐待の危惧あり》

今回の通告では明確な虐待行為までは確認できないが、保護者から子どもへの虐待を危惧するような訴えがあるか、または、状況等から虐待が発生する怖れがある場合で、直接の助言や関係機関への見守り依頼等が必要なもの

- (1) 虐待行為には至らなかったものの、保護者が「このままでは何をするか分からない」、「殺してしまおう」など重篤な虐待の発生の怖れのある訴えした場合
- (2) 今回の通告では明確な虐待は確認されなかったが、過去に虐待歴があり、保護者の言動や振る舞い、家庭環境から以前のリスクが十分には改善されておらず虐待再発の怖れがある場合
- (3) 家庭訪問等の調査では明確な虐待事実までは確認できないものの、通告内容が具体的であり、子どもの所属先などの関係機関からも複数以上のリスクにつながる情報が確認された場合

### 【虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点】

◇児童虐待の発生を予防し、虐待のあった家庭を支援するためには、リスク要因を的確に把握するとともに、家庭の養育状況を把握して支援につなげることが必要です。

### 《保護者側のリスク要因》

- 妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠）
- 若年の妊娠
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。子どもの長期入院など）
- 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害
- 精神障害、アルコール依存、薬物依存等
- 保護者の被虐待経験
- 体罰容認などの暴力への親和性

### 《子ども側のリスク要因》

- 乳児期の子ども
- 未熟児

- 保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども

《養育環境のリスク要因》

- 親族や地域社会から孤立した家庭 ●転居を繰り返す家庭
- 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し

《その他虐待のリスクが高いと想定される場合》

- 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健診未受診、乳幼児健診未受診
- 飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩
- きょうだいへの虐待歴 ●関係機関からの支援の拒否

【苫小牧市心配な家庭チェックリスト】—幼稚園・保育園・認定こども園用—

(子ども)

- 1 頭部や顔のアザや傷、医療を必要とする外傷、火傷、脱水症状がある
- 2 頭部や顔以外に不自然なアザや傷、噛みつき等の傷痕がある
- 3 外傷の状況と養育者の説明のつじつまが合わない
- 4 家庭でのケガについて先生等が聞いても言わない
- 5 養育者の前で固まってしまう
- 6 帰宅を嫌がる
- 7 大人に対する警戒心や敵対心が強い
- 8 夜間に子どもだけにいるという情報がある
- 9 欠席や遅刻が多く、養育者と連絡が取れないことがある
- 10 養育者や家庭のことを話したがない
- 11 性的虐待が疑われる（性器の傷・不相应な性的知識・性的言動など）
- 12 異常なまでのスキンシップを求める
- 13 給食やおやつなど食べ物への執着が強い
- 14 体重や身長が増加が不良である
- 15 髪や衣類が不潔で臭う
- 16 虫歯がひどく、治療されていない
- 17 情緒的に不安定で年齢相応の感情や行動のコントロールが難しい
- 18 理由もなく友だちに手を出す、意地悪をする
- 19 嘘をつくことがある
- 20 虫や小動物をいじめたり、乱暴に扱う

(養育者)

- 1 人前で子どもを蹴る・殴るなどの体罰を加える
- 2 人前で子どもを怒鳴る
- 3 おしぼりや弁当などが適切に用意されていない
- 4 アザや傷等を隠そうとする不自然な言動がある
- 5 体罰を容認している
- 6 他のきょうだいと比べて、子どもを差別する
- 7 「子どもを可愛いと思えない」「この子は欲しくなかった」等と公言する
- 8 子どもの着替えをさせないで欲しいなど不自然な言動がある
- 9 ケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない
- 10 発熱や緊急時、理由がないのになかなか迎えに来ない
- 11 子どもとコミュニケーションやスキンシップが上手くとれない
- 12 理由をつけては園に長時間おきたがる
- 13 発達や養育に関する助言を受けようとししない
- 14 「死にたい」「殺したい」「心中したい」などとほのめかす
- 15 精神的な問題、アルコールや薬物の問題がある
- 16 夫婦間・嫁姑間の問題等で過度のストレスがある
- 17 不安や怒りなどの感情コントロールが困難である
- 18 収入に見合った生活が出来ないなど金銭感覚に問題がある
- 19 経済的に困窮している
- 20 養育能力に課題を抱える
- 21 親族や友人など相談する相手がおらず孤立している
- 22 子どもを虐待していることを先生等に相談してくる

(環境)

- 1 近隣住民や近親者、保護者から虐待情報が入る
- 2 家の中や家の周辺が不衛生である
- 3 市や児童相談所など他機関との情報交換がある
- 4 家族構成が複雑である、家族構成に変動がある
- 5 子ども自身や養育者から先生等に援助を求めることがある

【児童虐待に関する相談・連絡先】

名 称	電話番号	時 間 帯
苫小牧市役所 健康こども部こども相談課	0144-32-6369 【夜間・休日の場合】 0144-32-6111 (市役所代表)	月～金曜日 8:45～17:15
北海道室蘭児童相談所 苫小牧分室	0144-61-1882	月～金曜日 8:45～17:30
苫小牧警察署	0144-35-0110	
児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく) 【24時間・365日電話受付】 (最寄りの児童相談所につながります)	

- 子どもに明らかな外傷がある場合など迅速な対応が必要な際は、すぐに市役所こども相談課または北海道室蘭児童相談所（苫小牧分室）に連絡してください。
- 子どもの命に係わるような危険性が高いと考えられる場合は警察（110番）や救急（119番）への通報を優先してください。

<主な参考文献>

- 1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2013改正）  
「子ども虐待対応の手引き」
- 2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2021改正）  
「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）
- 3 兵庫県こども家庭センター（2021改訂）  
「兵庫県児童虐待対応マニュアル」
- 4 東京都福祉保健局・社会福祉法人子どもの虐待防止センター  
「かかりつけ医・歯科医のための児童虐待対応ハンドブック」
- 5 一般社団法人日本子ども虐待防止学会 障がい児虐待予防ワーキンググループ  
(2020年3月) 「障害児虐待予防マニュアル」